

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）</p> <p>第三条 前条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条に規定する中間事業年度をいう。）に係るものに限る。）について準用する。<u>この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条及び第四条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。第四条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と、同号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする</u></p> | <p>（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）</p> <p>第三条 前条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条に規定する中間事業年度をいう。）に係るものに限る。）について準用する。<u>この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定性的な」と、同項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号ハ中「この条及び第四条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号中「除く。第四条第四項第八号において同じ。</u></p> |

。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五項第二号において同じ。))に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率(自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第五項並びに第六条第一項第十四号及び第十五号において同じ。)に関する開示事項とする。

2～4 (略)

5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生

」とあるのは「除く。」と、同号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。))に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2～4 (略)

(新設)

じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第四号により作成しなければならぬ。

（連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定は、規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、並びに第六条第一項第十四号及び第十五号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計

（新設）

（連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定は、規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸

年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）』と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一～十三 （略）

十四 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十五 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第四号によりそれぞれ作成するものとする。

3 （略）

借対照表及び中間連結損益計算書』と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十三 （略）

（新設）

（新設）

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

3 （略）